

カオナビサービス利用約款

カオナビサービス利用約款(以下「本契約」といいます。)は、株式会社リクルートマネジメントソリューションズが提供するクラウド人材管理ツール「カオナビ」のサービス(以下「本サービス」といいます。)について、お客様が本サービスを利用するにあたり、お客様及び株式会社リクルートマネジメントソリューションズ(以下「当社」といいます。)が遵守すべき事項を定めたものです。

なお、本サービスは、株式会社カオナビが権利を有するカオナビサービスについて、当社が株式会社カオナビからの販売・提供の許諾のもとに、お客様にサービスを提供するものです。

第1条(本サービスの概要・目的)

本サービスは、お客様に対し人材情報管理のためのクラウド環境を提供する SaaS 型サービスであり、お客様がお持ちの人材情報を「カオナビ」上に保存することによって、本サービスの有する機能の範囲内において、当該人材情報のデータベース化及び一元管理の実現を支援する目的を持ったサービスです。なお、本サービスには、オプションサービス、サポートサービス、本サービスの安定的な運営・提供に必要なシステム保守及び操作方法のご案内(お客様からの要請によりサポート上の問題を解決することを含みます。)を含むものとします。

第2条(定義)

本契約における用語の定義は以下のとおりとします。

お客様

本契約の内容に同意のうえ、当社所定の手続きに従い本サービスの利用を申し込んだ法人をいいます。

提供ツール

当社が本サービスを提供するために作成・提供するアプリケーション・ソフトウェア、API をいい、アップデート版、修正版、代替品及び複製物を含みます。

管理者ユーザー

本サービスの申込時にお客様が指定した、本サービスの利用に関する管理者権限を有し、提供ツール上に管理者として登録されたお客様の役員、従業員をいいます。

ユーザー

お客様の管理のもと、提供ツールを利用する者として管理者ユーザーにより提供ツール上からユーザーアカウントを発行されたお客様の役員、従業員をいいます。

ユーザーアカウント

管理者ユーザー及びユーザーが提供ツールを利用するためのログイン ID 及びパスワードをいいます。

メンバー

お客様の管理のもと、提供ツール上に情報が登録された方をいいます。

アクセス URL

当社がおお客様に対して発行する、提供ツールへのアクセス URL をいいます。

提供第三者プログラム

提供ツールに含まれる当社又は株式会社カオナビ以外の第三者が権利を有するコンピュータプログラムのことをいいます。

API キー

提供ツールのうち、本サービスの API を利用するために当社がおお客様に発行するキーをいいます。

基本サービス

オプションサービスを除く「カオナビ」の標準サービスをいいます。

オプションサービス

「カオナビ」のサービスに付随・関連する各種サービスをいいます。オプションサービスの提供に際して同意いただくべき事項がある場合は、別途特約で定めるものとします。なお、オプションサービスの利用は、基本サービスの利用を前提とします。基本サービスの利用に関する契約が終了した場合、オプションサービスの提供は自動的に終了します。

第 3 条 (申込)

- 1 おお客様は、本サービスの申し込みをする場合は、社名、所在地、責任者、担当者、連絡先、その他申し込みの内容を特定するために当社が指定する事項(第 4 条で変更、追加された情報を含み、以下「お客様情報等」といいます。)について、当社が指定する書面(以下、「申込書」といいます。)を当社に対して提出します。なお、お客様情報等について、その事実を証明する書類を当社に対して提示いただく場合があります。また、当社に対する申し込みの時点で、お客様は本契約の内容に同意したものとみなします。
- 2 おお客様が、申込書により当社に対して本サービスの利用を申し込み、当社が、当社の定める取引基準に合致すると判断した場合において、当社による承諾の意思表示がおお客様に到達することをもって、お客様と当社の間には本サービスの利用に関する契約(以下「本サービス契約」といいます。)が成立するものとします。
- 3 当社は、本サービスへの申し込みが、以下の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの申し込みを承諾しないことができるものとします。
 - 不実の内容にて申し込みが行われた場合
 - お客様が、本サービスにおいて契約上の義務を過去に怠ったことがある場合、又は今後怠るおそれがあると当社が判断した場合
 - 本サービスの継続的な提供が合理的な理由により困難であると当社が判断した場合
 - 当社が業務の遂行上著しい支障があると判断した場合
 - その他当社の定める取引基準に合致しないと判断した場合
- 4 本サービスは、お客様が法人であることを前提とするものであり、お客様は申し込みにあつ

て、自己が法人であることを保証します。

第4条(お客様情報等の変更)

お客様は、お客様情報等について変更が生じた場合は、速やかに当社に変更後の内容を、当社の定める方法にて通知するものとします。当社は、お客様からお客様情報等の変更に関する通知を受けた場合、それ以後当社からお客様に対する連絡、通知等は変更先に対して送付又は送信するものとします。なお、お客様が当該変更の通知を怠ったことにより生じた損害について、当社は一切責任を負わないものとします。

第5条(お客様情報等の利用)

- 1 当社は、お客様より提出されたお客様情報等を善良な管理者の注意をもって管理し、本条その他において別段の定めがある場合を除き、お客様の書面による承諾を得ることなく、本契約に定める以外の目的のために利用あるいは複製し、又は第三者に利用させ、若しくは開示、漏洩いたしません。
- 2 当社は、お客様情報等を次の目的のために利用します。
 - 本サービスの提供・管理・運営のため
 - お客様が本サービスをご利用するにあたり必要な連絡をするため
 - 各種商品・サービス・イベント・セミナー等の案内のため
- 3 当社は、本サービスの提供のために、株式会社カオナビにお客様情報等を開示できるものとします。
- 4 当社は、以下の各号に該当する場合、お客様情報等を第三者に開示、公開することがあります。
 - 法令に従った要請(捜査関係事項照会書による要請を含む)や法令の手続き上必要とされる場合、又は当社、他のお客様、若しくは第三者の権利を保護するために必要な場合等、当社が必要と判断した場合
 - 当社が本サービスの広告、宣伝の目的でお客様の名称、及びロゴマーク等を利用する場合(なお、利用について事前に承諾を得るものとし、開示内容やロゴマークの表示方法についてお客様より指示があった場合、当社はその指示に従います。)
- 5 上記の他、お客様情報等に含まれる個人情報の取扱いについては、当社の個人情報保護方針に従うものとします。

第5条の2(利用状況データの利用)

- 1 お客様は、本サービスの権利を有する株式会社カオナビが、お客様の本サービスの利用を通じて行われた行動に関する情報(以下「利用状況データ」といいます。)を取得し、次に定める本サービスの機能向上、開発の目的のために解析し、利用することを承諾します。
 - ユーザーインターフェース及びユーザーエクスペリエンスを改善するため

機能ごとの利用頻度を分析して、優先的に改善する機能を決定するため
推奨環境、OS のバージョンを決定するため
表示速度などパフォーマンス改善のため

- 2 株式会社カオナビは、利用状況データの取得・解析のため Google Analytics (<https://policies.google.com/technologies/partner-sites?hl=ja>) を利用します。Google Analytics では、cookie(クッキー)及びモバイルデバイスの識別情報(Android の広告識別子、iOS の広告識別子等)を使用し、個人を特定する情報を含むことなく、利用状況データを収集することがあります。収集された利用状況データは Google 社のプライバシーポリシー (<https://policies.google.com/privacy?hl=ja>) に基づき管理されています。当社及び株式会社カオナビは、GoogleAnalytics の利用による損害について責任を負わないものとします。

第6条(サービス期間)

- 1 本サービスのサービス期間は、お客様が当社に対して別途提出する申込書に記載されたサービス利用期間のとおりとします。但し、サービス利用期間は1年単位とし、お客様は1年単位で複数年間の申し込みを選択することもできます。なお、サービス期間満了の1ヶ月前までにお客様及び当社のいずれからもサービス期間の延長を拒絶する旨の文書による相手方への通知がなされないときは、サービス期間はさらに1年間の期間をもって延長されるものとし、以後も同様とします。

また、別段の定めがある場合を除き、本サービス契約成立後のキャンセル又はサービス期間中の途中解約はできません。但し、当社が書面で途中解約を認めた場合に限り、サービス期間満了までの金額から当社に支払い済の金額を差し引いた残額を、あらかじめ当社に支払うことを条件に、サービス期間中に途中解約をすることができます。

- 2 前項に拘わらず、当社は、当社と株式会社カオナビとの契約の終了により、お客様に対する本サービスの提供を終了することがあります。但し、お客様がカオナビサービスの利用の継続を希望する場合、当社は、可能な限り、株式会社カオナビに対して、本サービス契約上の地位を引き継ぐものとします。

第7条(サービス料金)

- 1 本サービスのサービス料金は、次の各号に定めるとおりとします。

基本サービス利用料

基本サービス利用料は、お客様が当社に対して別途提出する申込書において特定される金額とします。

初期費用

本サービスの環境構築及び初期設定支援に要する初期費用は、お客様が当社に対して別途提出する申込書において特定される金額とします。

オプションサービス利用料

オプションサービス利用料は、お客様が当社に対して別途提出する申込書において特定される金額とします。

- 2 お客様はサービス料金を、ご利用のサービス内容に応じて、当社からの請求書受領後当社が別途定める期日までに当社が指定する金融機関の口座に振り込むことにより支払います。お支払いの際に必要な振り込み手数料、送金手数料、その他費用につきましては、お客様の負担となります。
- 3 お客様が本条に定めるサービス料金その他の債務の支払いを怠ったときは、当社はあらかじめ、その理由及び提供停止日を通知した上で本サービスの提供を停止することができるものとします。これによってお客様に損害が発生したとしても当該損害に対して当社は一切の責任を負いません。また、本項に基づいて当社がお客様へのサービスの提供を停止した場合であっても、当該停止期間中のサービス料金は減額されません。

第 8 条 (提供ツール)

お客様は、以下の使用条件に従い提供ツールを利用することができます。

提供ツールに登録できるメンバー数は、お客様が当社に対して提出した申込書に定めるメンバー数を限度とし、当社は、当該上限を超える場合、メンバー数に応じたサービス料金を請求できるものとします。

お客様は、サービス期間中に契約プランをアップグレード、又はオプションサービスを追加(以下「契約内容変更」といいます。)する場合は、当社指定の申込方法により行うことができます。なお契約内容変更後のサービス期間は、契約内容変更前のサービス期間から変更されないものとし、契約内容変更日を起算日とするものではありません。

管理者ユーザーは、本条 1 号に基づくメンバー数の範囲内で、本サービスを利用するユーザーに対して提供ツール上からユーザーアカウントを発行することができます。但し、その場合、お客様は当該ユーザーに本契約の内容を遵守させ、善良なる管理者の注意と義務をもってこれを管理するものとします。またお客様は、別途当社が承諾した場合を除き、一つのユーザーアカウントを複数人で共有して利用することはできません。

お客様が別途特約事項の定められたオプションサービスを利用する場合は、当該特約事項に従うものとします。

第 9 条 (ユーザーアカウント及び API キー)

- 1 お客様は、自己の責任において、提供ツールの使用にあたってのユーザーアカウント及び API キーを管理及び保管するものとし、これを第三者に利用させたり、公表、漏洩、流布したりしないようにしてください。但し、API キーに限り、事前に当社所定の手続きにより当社の承諾を得た場合は、API キーを第三者に利用させることができます。
- 2 ユーザーアカウントが第三者に知られた場合、又はそのおそれがある場合は、直ちに当社に対してその旨を連絡してください。当社は、当該連絡を受け付けた営業日に直ちに該当のユーザー

ザーアカウントの停止措置を行うよう努力します。なお、これらの措置が正常に行われたことを確認した後、新たなユーザーアカウントの発行手続きを行います。

- 3 ユーザーアカウント及び API キーの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等(本条第 1 項の定めにより当社の承諾を得た場合も含みます)により発生した直接的、間接的、その他すべての損害について、当社は一切の責任を負いません。
- 4 当社の責に帰すべからざる事由により、第三者がお客様のユーザーアカウント及び API キーを用いて提供ツールの利用等を行った場合、当社は、当該利用等がお客様によるものとみなします。

第 10 条(設定維持)

お客様は、本サービスの利用に際して必要となる端末設備の設定及び使用環境条件が、当社の定める技術基準及び技術的条件に適合するよう維持するものとします。なお、当該設定、維持はお客様の責任と費用をもって行ってください。

第 11 条(保存データの取扱い)

- 1 お客様が本サービスに保存した全てのデータ及び情報(以下、「保存データ」といいます。)は、お客様が保存することにより当社に対して管理及び取扱いを委託したものとします。
- 2 当社は、お客様の承諾を得ることなく、サーバの故障・停止時の復旧の便宜に備えて保存データを任意でバックアップできるものとします。
- 3 当社及び株式会社カオナビは、本サービスを提供するために必要な範囲内でのみ保存データを利用(個人を識別・特定できない形式に加工した上での統計情報の作成を含みます。)します。
- 4 当社は、本サービス契約の終了に伴い、全ての保存データを削除します。当社は、保存データ削除後にお客様又は第三者に生じた損害につき一切の責任を負いません。

第 12 条(サービスの緊急停止等)

- 1 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、お客様に事前に通知することなく、本サービスの利用の全部又は一部を停止若しくは中断することができ、この場合、当社又は株式会社カオナビはお客様に事後に通知するものとします。

本サービス、その他本サービスを提供するために必要なシステムのメンテナンス、電気通信設備の保守上若しくは工事上やむを得ないとき、又はこれらにやむを得ない障害が発生したとき

本サービスに著しい負荷や障害が与えられることによって正常なサービスを提供することが困難である場合、又は困難であると当社が判断したとき

データの改ざん、ハッキング等本サービスを提供することにより、お客様、第三者等が著しい損害を受ける可能性を当社が認知したとき

電気通信事業者又は国内外の電気通信事業者による電気通信サービス、電力会社による電力供給サービス、その他の公共サービスの提供が停止されることで、本サービスの提供が困難になったとき

地震・津波・台風・落雷その他の天災地変、戦争、内乱、法令の制定改廃その他不可抗力等により、非常事態が発生した場合、又はそのおそれがあるとき

その他、当社が本サービスの提供を停止、緊急停止する必要があると判断した場合

- 2 当社は、前項に係らず、提供ツールに係るコンピューター・システムの点検又はメンテナンス（以下、「システムメンテナンス」といいます。）のために本サービスの利用の全部又は一部を中断することができるものとします。この場合、当社はシステムメンテナンス実施予定日の 1 週間前までに、当社の定める方法によりお客様に通知するものとします。但し、本サービスを構成する一部の提供ツール（スマートフォンアプリ等をいい、これらに係るコンピューター・システムは含みません。）においてはお客様への通知なくシステムメンテナンスを実施する場合があります。
- 3 当社は、前二項に基づいて行った措置によりお客様に生じた損害について一切の責任を負いません。

第 13 条 (サービスの廃止)

- 1 当社は本サービスの提供の一部又は全部を廃止することができます。なお、この場合、当社はお客様に対して、事前に、当社が定める手段により、通知するものとします。
- 2 当社は、前項に基づき本サービスの提供の一部又は全部を廃止したことによってお客様に生じた損害について一切の責任を負いません。

第 14 条 (制限・禁止事項)

- 1 提供ツールを含む本サービス（提供第三者プログラムを除きます。配布資料、マニュアル等を含みますが、これらに限られません。）の著作権その他一切の知的財産権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含みます。）は、当社又は株式会社カオナビに留保されます。
- 2 お客様は、本サービスの利用にあたり、以下の各号に定める行為を行ってはなりません。
 - 別途当社が承諾した場合を除き、第三者に対して本サービスを利用する権利を許諾したり与えたりすること
 - ユーザーアカウント等の複製、頒布及び貸与、第三者への漏洩、リース、担保設定
 - 本サービスに関連するドキュメントやプログラムの修正、翻訳、変更、改造、解析
 - 当社の許諾なく派生サービスを作成し配布する行為
 - 当社及び第三者に不利益若しくは損害を与える行為、又はそのおそれのある行為
 - 当社、他のお客様、又は第三者のサイトを装ったフィッシング行為
 - 本サービスに対して、有害プログラムを含んだ情報やデータを登録、提供する行為。又は、通常利用以外の目的で大量のアクセスや試験的なアクセスを行う行為。意図的にセキュ

リティ機能や通信機能を阻害する行為。

本サービスに含まれる通信機能を利用して大量に情報を送付する行為、無差別に不特定の者に対してその意思に反し電子メールを送信する行為、又は事前に承認していない送信先に対して電子メールを配信する等の行為

本サービスを提供するための設備等(サーバ、通信回線等を含みますがこれらに限定されません。)に対して過度の負荷を与える等他のお客様に対する本サービスの提供に支障をきたす行為

本サービスの運営を妨げる行為、又はそのおそれのある行為

本サービスの信用・名誉等を毀損する行為又はそのおそれのある行為

本契約、法令又は公序良俗に違反する行為

その他、当社が不適切と判断する行為

- 3 お客様が本条に定める内容に違反していることが判明した場合は、お客様は当社に対して違反行為をしていた期間に応じた月額サービス料金に加えて、当該時点の月額サービス料金の合計金額の 36 か月分を違約金として、当社の定める方法により、直ちに当社に対して支払わなければならないものとします。なお、この違約金の定めは、当社のお客様に対する損害賠償請求を妨げるものではありません。

第 15 条(保証範囲)

- 1 当社は、本サービスの提供にあたり、第 12 条(サービスの緊急停止等)に定める場合を除き、当社が設置したサービス網の異常により、連続 24 時間を超えて本サービスが停止しないことを、お客様に対して保証するものとします。当社が保証事項に違反したことを確認できた場合であって、お客様からの請求があった場合には、当社の選択により、違反事実が発生した月の翌月以降の基本サービス利用料の減額、サービス期間の延長又は違反事実が発生した月の基本サービス利用料の全部もしくは一部の返金を行うものとします。この場合のサービスの減額料金、延長期間又は返金額は、本サービスの停止時間について 24 時間毎に日数を計算し、その日数相当分の金額とします。
- 2 前項の定めに関わらず、本サービス停止の原因が、以下の各号のいずれかに該当する場合には、保証の対象とはなりません。
 - 通信設備、回線、端末設備等のお客様の利用環境に起因する場合
 - その他、当社の責めに帰すべき事由によらない場合
- 3 本条第 1 項に基づく請求は、当該違反事実の発生した日から 60 日以内に、本サービスのサービス料金の支払いを証明する書面並びに当該違反事実の内容及び発生日を証明する書面を添えて行うものとします。
- 4 当社は、本条第 1 項に定められるとおり本サービスの安定的な提供を保証するものとし、お客様の業務上の成果等については保証しません。また、当社の口頭又は書面によるいかなる情報又は助言も、新たな保証を行い、又はその他いかなる意味においても本保証の範囲を拡大

するものではありません。当社は本サービスについて、お客様の事前の許可なく変更・中止する場合があります。

第 16 条 (責任の制限)

- 1 当社は、当社が本契約に定める義務に違反(保証の違反を含む。)したことが直接の原因でお客様に現実に生じた通常かつ直接の損害を賠償するものとします。但し、当該賠償の累計総額は、当社に故意又は重過失がある場合を除き、当該損害の発生日から起算して過去 12 ヶ月間にお客様が当社に支払った本サービス料金の総額を限度とします。
- 2 前項の範囲をもって、当社の責に基づく補償及び賠償責任の限度とし、当社の責に帰すことのできない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については一切責任を負わないものとします。
- 3 お客様が本サービスの利用を通じて当社又は第三者に対して損害を与えた場合、当該お客様は自己の費用負担と責任において当該損害を補償するものとし、当社に対しいかなる補償・補填も請求し得ないものとします。
- 4 本サービスの利用を通じて、お客様と第三者との間で紛争が生じた場合、お客様の責任において当該紛争を解決するものとし、当社に対し、仲裁、照会、その他いかなる請求もできません。また、かかる紛争に関連して、お客様の故意又は過失により、当社が当該第三者への賠償その他の損害(弁護士費用を含みます。)を被った場合、当社はお客様に対し、当該損害について求償できるものとします。

第 17 条 (秘密保持)

- 1 お客様及び当社は、本契約に別段の定めがある場合を除き、本サービスに関連して口頭、資料、電磁的記録媒体その他の記録媒体等により相手方から提供された技術上、営業上又は業務上の一切の情報(以下、併せて「秘密情報」といいます。)を本サービスの提供のために必要のある場合を除き相手方の事前の書面による承諾なくして秘密情報の複製又は第三者への提供、開示又は漏洩をしてはなりません。但し、以下の各号に定める情報は、秘密情報に含まれないものとします。

開示を受けた時点で既に公知となっていた、又は既に所有していた情報

正当な権利を有する第三者から秘密保持の義務を負うことなく合法的に入手した情報

開示を受けた後、自己の責によらず公知となった情報

開示者の秘密情報を利用することなく独自に開発した情報

- 2 前項の規定に拘らず、お客様及び当社は、法令又は裁判所若しくは政府機関の命令、要求若しくは要請に基づき、秘密情報を開示することができるものとします。但し、当該命令、要求又は要請があった場合、速やかにその旨を相手方に通知しなければなりません。

第 18 条 (個人情報の取扱い)

- 1 お客様が本サービスを利用する上で当社がお客様から取り扱いの委託を受ける個人情報(個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」といいます。)第2条第1項に定めるものを意味し、保存データに含まれる個人情報を含み、以下「本件個人情報」といいます。なお、本件個人情報には本条が第11条に優先して適用されます。)に関する権利は、お客様に帰属するものとし、当社は本サービスを提供するために必要な範囲内でのみ本件個人情報を取り扱い(個人を識別・特定できない形式に加工した上での統計情報の作成を含みます。)ます。
- 2 当社は、個人情報保護の重要性を認識し、本サービスの提供にあたっては、個人情報保護法及びこれに関するガイドライン等を遵守します。
- 3 当社は、本契約に別段の定めがある場合、お客様の事前の書面による同意がある場合又は本サービスの提供のため必要のある場合を除き、本件個人情報を複製、複写又は加工いたしません。
- 4 お客様は、以下の事項が真実であることを表明及び保証し、かかる表明及び保証が真実でなかった場合には、お客様はそれにより当社が被った損害を賠償するものとし、
お客様から当社に対する本件個人情報の開示又は提供が適法であること(特に、要配慮個人情報又はこれに類する不当な差別に繋がりうるデータを保存する場合は、情報主体より取得の同意を得ていること。)
本件個人情報を当社がお客様から委託された業務において利用することが適法であること(本件個人情報に特定個人情報(「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第2条第8項に定めるものを意味します。))が含まれないこと
- 5 当社は、本サービスを提供するにあたり、本件個人情報を厳格に管理し、不正なアクセス又は本件個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等の危険に対して、技術面及び組織面において善良なる管理者の注意をもって安全対策を講じるものとし、
- 6 当社は、本件個人情報を秘密に保持し、個人情報保護法を含む、法令に定める場合を除き、第三者に開示又は漏洩いたしません。
- 7 当社は、第21条に従い、本件個人情報の取扱いを第三者に再委託することがあります。
- 8 当社は、自己の従業員に対して、あらかじめ本件個人情報への不正なアクセス又は個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等を行わないことを十分に認識させるものとし、
- 9 当社が本件個人情報に関し、情報主体等の第三者から苦情、問い合わせ、訂正若しくは削除等の請求を受けた場合、当社は、直ちにその旨お客様に報告するものとし、当社は、お客様の指示に従い、これに対応するものとし、
- 10 当社は、お客様の指示のある場合又は本サービスの提供が終了した場合には、本件個人情報を、直ちに削除するものとし、なお、保存データの返還は、お客様ご自身によるバックアップによるものとし、当社からの返還はないものとし、

第19条(個人情報漏洩に関わる対応)

- 1 当社において、万一、本件個人情報の漏洩・流出等(以下「漏洩」という。)の事故を認識した場

合は、当社はおお客様に対し、速やかに漏洩の発生の日時・内容その他概要について報告するものとします。

- 2 前項の場合、当社は、直ちに漏洩の原因の調査に着手するものとし、お客様に対し、速やかに調査の結果を報告するものとします。前項の報告並びに本項の調査及び報告は、当社の費用負担にて行うものとします。
- 3 第 1 項の場合、当社は、再発防止措置を策定の上、お客様に対し遅滞なくその内容を当社が定める方法で通知するものとします。

第 20 条 (第三者の権利侵害)

当社は、本サービス契約に基づく提供ツールの利用が第三者の著作権、商標権等の知的財産権その他一切の権利(関連する施行規則、政令、各種ガイドライン、準則を含む)を侵害しないことを保証します。

第 21 条 (再委託)

当社は、本サービス契約に基づく本サービスの提供に関する業務の一部又は全部を第三者へ委託できるものとします。本条に基づき業務を委託する場合、当社は当該委託先に対し、本契約に基づき当社が負担するのと同等の義務及び責任を負担させるものとします。但し、当社の本契約における義務及び責任は、再委託によって何ら軽減されるものではありません。

第 22 条 (解除)

- 1 お客様が以下の各号の一にでも該当した場合、当社は、お客様に対してなんらの催告なくして本サービス契約を即時解除することができます。
 - お客様が本契約の条項及び条件の一にでも違反した場合
 - 申込事項に不実虚偽の記載があった場合
 - 当社の業務遂行及び提供ツール等に支障を及ぼした場合、又はそのおそれのある行為を行った場合
 - 破産、会社更生手続、民事再生手続の申し立てを受け、又は自ら申し立てる等、お客様の信用不安が発生したと当社が判断した場合
 - 仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申し立て、仮登記担保契約に関する法律第 2 条に定める通知、手形交換所の取引停止処分若しくは租税公課の滞納その他滞納処分を受けた場合、又はこれらの申し立て、処分、通知を受けるべき事由を生じた場合
 - 長期間にわたりお客様への電話・FAX・電子メールの手段による連絡がつかない場合
- 2 前項第 1 号乃至第 3 号により、本サービス契約が解除された場合、お客様は当社に対して、サービス期間満了までの金額から当社に支払い済の金額を差し引いた残額を、違約金として当社に支払うものとします。なお、この違約金の定めは、当社のお客様に対する損害賠償請求を妨げるものではありません。

- 3 本サービス契約が解除された場合、ユーザーアカウントについては以降一切利用することはできません。また、当該お客様の保存データ等一切の情報についても、以降一切、利用、閲覧等を行うことはできません。
- 4 当社は、第 1 項に基づいて行った解除によりお客様に生じた損害について一切の責任を負いません。
- 5 お客様は、第 1 項各号の一に該当する事由が生じた場合には、当社からの通知催告等がなくとも、当社に対する一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を弁済しなければならないものとします。

第 23 条(反社会的勢力の排除)

- 1 お客様及び当社は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

自己、自社若しくは第三者の不正に利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

- 2 お客様及び当社は、自己又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。

暴力的な要求

法的な責任を超えた不当な要求行為

取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

その他各号に準ずる行為

- 3 お客様及び当社は、相手方が前二項に違反した場合は、直ちに本サービス契約を解除でき、自己に生じた損害について、相手方に損害賠償請求ができます。

第 24 条(譲渡・担保設定の禁止)

お客様は、本サービス契約上の地位及び本サービス契約に基づく権利を譲渡、貸与、リース、

質権、その他担保の目的とすることのいずれも行うことはできません。

第 25 条 (準拠法・管轄)

- 1 本契約は日本国の法律を準拠法とします。
- 2 お客様と当社は、本契約又は本サービスに関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意するものとします。

第 26 条 (内容、規約の変更)

- 1 当社はおお客様の事前の承諾を得ることなく、本契約の内容を変更又は追加、及び一部廃止 (以下、「規約改定」といいます。) することができます。
- 2 規約改定後の本契約等 (以下「新約款」といいます。) は、当社が別途定める場合を除き、当社が新約款を当社のホームページ上に表示したとき、又は当社がお客様に新約款を通知したときのいずれか早いときより2週間の周知期間を経過することをもってその効力を生じるものとします。

第 27 条 (協議)

本契約に定めのない事項及び本契約の解釈に疑義が生じた事項については、お客様及び当社が誠意をもって協議のうえ友好的に解決するものとします。

第 28 条 (存続条項)

第 5 条、第 7 条 (未払いの場合に限る。)、第 9 条第 3 項、第 11 条第 4 項、第 12 条第 3 項、第 13 条第 2 項、第 14 条、第 16 条から第 19 条まで、第 22 条第 2 項及び第 3 項、第 24 条から第 28 条までは、本サービス契約が終了後も有効に存続するものとします。

カオナビサービス利用約款 特約

パルスサーベイ利用特約

パルスサーベイ利用特約(以下「本特約」といいます。)は、カオナビサービス利用約款(以下「本約款」といいます。)第8条4号に基づき、お客様が株式会社リクルートマネジメントソリューションズ(以下「当社」といいます。)の提供するパルスサーベイを利用するにあたり、お客様及び当社が遵守すべき特約事項を定めたものです。

第1条(パルスサーベイの概要・目的)

パルスサーベイは、当社又はお客様が設定した設問にユーザーが回答することにより、ユーザーのコンディションに関するデータ(以下「コンディションデータ」といいます。)を収集し、可視化する機能を有した、従業員エンゲージメントの向上を支援するサービスです。

第2条(パルスサーベイのサービス期間)

パルスサーベイのサービス期間は、本約款第6条1項の定めに関わらず、申込書に記載された期間とします。なお、サービス期間満了の1ヶ月前までにお客様及び当社のいずれからもサービス期間の延長を拒絶する旨の文書による相手方への通知がなされないときは、サービス期間はさらに1年間の期間をもって延長されるものとし、以後も同様とします。

第3条(コンディションデータ)

お客様は、保存データのうち、コンディションデータについて、当社及び本サービスの権利を有する株式会社カオナビが、お客様及び特定の個人(ユーザーを含みます。)が特定できない形式に加工したうえで平均値等の統計情報(以下「パルスサーベイ統計情報」といいます。)を作成(他のお客様のコンディションデータと統合することも含みます。)し、サービスの提供(他のお客様にパルスサーベイのリファレンスデータとして提供することを含みます。)を目的として利用することを予め承諾するものとし、また、当社及び株式会社カオナビは、お客様がパルスサーベイの利用を終了した後も、パルスサーベイ統計情報を保有、利用、開示することができるものとし、

第4条(パルスサーベイ利用状況データ)

株式会社カオナビは、お客様のパルスサーベイの利用に関する利用状況データ(以下「パルスサーベイ利用状況データ」といいます。)を本約款第5条の2に定める利用目的のほか、パルスサーベイの活用事例紹介の目的のために解析し、利用、開示することができるものとし、また、当社は、株式会社カオナビより開示されたパルスサーベイ利用状況データを、パルスサー

ペイの活用事例紹介の目的のために利用できるものとします。

第5条 (著作権)

パルスサーベイ上で提供されるレポート等の著作権その他一切の知的財産権(著作権法第27条及び第28条の権利を含みます。)は、当社又は株式会社カオナビに帰属するものとし、お客様は、当社が予め承諾したパルスサーベイの利用の目的の範囲内に限り非独占的に自由に使用できるものとします。

第6条 (パルスサーベイの利用)

お客様は、本特約若しくはカオナビサービス利用約款又は関連する法令に従ってパルスサーベイを利用(ユーザーによる利用を含みます。)することを表明及び保証します。

第7条 (免責)

パルスサーベイは、第1条に定める目的に照らし、お客様の人事施策検討のための参考情報として提供されるものであり、お客様は自らの判断の下にその結果を利用するものとします。当社は、パルスサーベイの結果の正確性、完全性、有用性、お客様の利用目的との適合性等について、一切責任を負わないものとします。

以上

カオナビサービス利用約款 特約

データ安心バック利用特約

データ安心バック利用特約(以下「本特約」といいます。)は、カオナビサービス利用約款(以下「本約款」といいます。)第8条4号に基づき、お客様が株式会社リクルートマネジメントソリューションズ(以下「当社」といいます。)の提供するアクセスログ提供サービス及びデータ復元サービス(以下、セットで提供されるサービスで、総称して「データ安心バックサービス」といいます。)を利用するにあたり、お客様及び当社が遵守すべき特約事項を定めたものです。

第1条(データ安心バックサービスの内容、範囲等)

- 1 アクセスログ提供サービスは、本サービスの権利を有する株式会社カオナビが設置するサーバ設備(同社のソフトウェアを含みます。)及び同社のネットワーク設備を通じて、お客様が行った操作のうち、同社の指定するデータ項目のログ情報(以下「利用履歴情報」といいます。)を、取得、保存し、当該情報をお客様に提供するサービスをいいます。
- 2 データ復元サービスは、株式会社カオナビが設置するサーバ設備(同社のソフトウェアを含みます。)及び同社のネットワーク設備を通じて、お客様のカオナビサービス利用を通じて保存されたバックアップデータを、取得、保存し、当該バックアップデータ(以下「バックアップデータ」といいます。)をお客様に提供することで障害等の発生した保存データを復元するサービスをいいます。
- 3 当社がお客様に提供する利用履歴情報の範囲は、データ安心バックサービス契約期間中の利用履歴情報とします。
- 4 当社がお客様に提供するバックアップデータの範囲は、データ安心バックサービス契約期間中のバックアップデータであり、かつ、当社がお客様から当社指定の形式でのデータ復元に関する依頼を受け付けた日(当社は、当該依頼を受領後、2営業日以内に受け付けるものとします。なお、当社の営業時間終了後に受領した場合は翌営業日の受領とみなします。)から起算し、60日前までの間に1日1回保存されたバックアップデータとします。
- 5 当社がお客様に提供する利用履歴情報は、お客様が特定した期間のデータとし、当社がお客様に提供するバックアップデータは、お客様が特定した日(以下「特定日」といいます。)時点のデータとします。
- 6 当社は、アクセスログ提供サービス及びデータ復元サービスの利用上限数を別途定めるものとします。

第2条(データ安心バックサービスのサービス期間)

データ安心バックサービスのサービス期間は、本約款第6条1項の定めに関わらず、申込書に

記載された期間とします。なお、サービス期間満了の1ヶ月前までにお客様及び当社のいずれからもサービス期間の延長を拒絶する旨の文書による相手方への通知がなされないときは、サービス期間はさらに1年間の期間をもって延長されるものとし、以後も同様とします。

第3条(データ安心パックサービスの提供ユーザー)

当社は、管理者ユーザーに対してのみデータ安心パックサービスを提供するものとします。

第4条(保存データへのアクセス)

お客様は、データ復元サービスの提供を目的として、当社からの委託にもとづき株式会社カオナビが保存データにアクセスし必要な処理を行うことに予め承諾するものとします。

第5条(作業依頼)

- 1 お客様は、当社に対し、当社の定める手続きに従い、アクセスログ提供又はデータ復元の作業を依頼するものとします。
- 2 お客様は、当社に対し、当社の求めに応じて、データ安心パックサービス提供の可否の判断に必要な資料を提供するものとします。

第6条(納品及び確認)

当社は、当社の定める手続きに従い、利用履歴情報の納品又はデータ復元を行うものとします。お客様は、利用履歴情報の受領後又はデータ復元完了連絡受領後、速やかに作業依頼との不一致の有無を確認し、5営業日以内にメール等により当社に通知するものとします。お客様から当社に対して通知が5営業日以内になされない場合、当該期間の経過をもって作業依頼との不一致が無かった旨を確認したものとみなします。

第7条(著作権等)

データ安心パックサービスにおいて当社がお客様に提供する一切の物品に関する著作権その他一切の知的財産権(著作権法第27条及び第28条の権利を含みます。)は、当社又は株式会社カオナビに帰属するものとし、お客様は、当社が予め承諾したデータ安心パックサービスの利用の目的の範囲内に限り非独占的に自由に使用できるものとします。

第8条(データ復元サービス単体のサービス提供)

お客様は、データ安心パックサービスのサービス期間外であっても、当社の定める手続きに従い、データ復元サービスの利用を申し込めるものとします。

第9条(データ復元サービスの提供における制約)

データ復元サービスは、特定日のデータを復元することから特定日以降に行ったお客様の作業、

設定、登録されたデータは失われるものとします。

第10条(免責)

- 1 当社は、次の各号に掲げる事項について一切の担保責任を負わないものとします。
 - データ安心パックサービスが一定の品質を備えること。
 - データ安心パックサービスの内容が特定の利用目的にかなうこと。
 - データ安心パックサービスを利用することが第三者の権利を侵害するものではないこと。
- 2 当社は、提供する利用履歴情報及びバックアップデータの正確性、完全性、有効性若しくは安全性等を確認又は検証する義務その他の責任を何ら負うものではなく、かつ、データ安心パックサービスの結果及び成果について何ら保証するものではありません。

以上

カオナビサービス利用約款 特約

退職者管理オプション利用特約

退職者管理オプション利用特約(以下「本特約」といいます。)は、カオナビサービス利用約款(以下「本約款」といいます。)第8条4号に基づき、お客様が株式会社リクルートマネジメントソリューションズ(以下「当社」といいます。)の提供する退職者管理オプションを利用するにあたり、お客様及び当社が遵守すべき特約事項を定めたものです。

第1条(退職者管理オプションの内容)

- 1 退職者管理オプションは、お客様が提供ツール上に情報を登録しているメンバーのうち、退職日を過去日付で登録している方(以下「退職者メンバー」といいます。)を、現在利用中の契約プランが定めるメンバー数上限の算定から除外するサービスをいいます。
- 2 契約プランが定めるメンバー数上限の算定から除外する退職者メンバー数は、お客様が当社に対して提出した申込書に定める退職者メンバー数を限度とし、当該上限を超える場合、当社は本約款第8条1号に基づき、退職者メンバー数に応じたオプション料金を請求できるものとします。

第2条(退職者管理オプションのサービス期間)

退職者管理オプションのサービス期間は、本約款第6条1項の定めに関わらず、申込書に記載された期間とします。なお、サービス期間満了の1ヶ月前までにお客様及び当社のいずれからもサービス期間の延長を拒絶する旨の文書による相手方への通知がなされないときは、サービス期間はさらに1年間の期間をもって延長されるものとし、以後も同様とします。

以上

2019年5月13日 制定

2019年11月1日 改定

2019年12月1日 改定

2020年2月1日 改定

2020年4月1日 改定

2020年6月15日 改定